

募集

陸・海・空自衛隊
募集のお知らせ

自衛官候補生
応募資格

18歳以上33歳未満
受付期間

年間を通じて行っています。
※予定日以外の試験日について
は、お問い合わせください。

試験日・会場
2月8日(土) 札幌

一般曹候補生1次
応募資格

18歳以上33歳未満
受付期間

12月1日(日)～1月9日(木)
試験日・会場

1月15日(水) 北見
高等工科大学生徒(一般試験)
応募資格

17歳未満の中卒者(見込み
含) 男子
受付期間

10月1日(火)～1月16日(木)
試験日・会場

1月25日(土) 北見
問い合わせ先

北見地域事務所
0157-23-6826

公営住宅 入居者募集

募集期間
1月6日(月)～14日(火)
(土日・祝日を除く)

受付場所
建設課住宅係 2階20番窓口

入居資格
①現に同居し、又は同居しようとする親族等がある方(単身者向け住宅除く)
②入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方(下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照)
③入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

今回公募する公営住宅(入居時期1月下旬)

津別町HP 住宅情報



町営住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐車場	共益費	入居区分
まちなか団地	旭町56番地1	H24/1LDK	17,200～25,600円	1台 300円	600円	単身用
まちなか団地	旭町11番地1	H23/2LDK	20,300～30,300円	1台 300円	600円	世帯用

特定公共賃貸住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐車場	共益費	入居区分
旭町かえで団地	旭町73番地17	H7/1LDK	25,000円	1台 300円	700円	単身用

提出書類

入居申込される方が津別町民の場合

- ①入居申込書 (HPからダウンロード可)
- ②マイナンバー提供書 (HPからダウンロード可)

入居申込される方が津別町民ではない場合

- ①入居申込書 (HPからダウンロード可)
- ②入居予定者全員の住民票
- ③滞納のないことの証明書
- ④入居予定者の所得が確認できるもの

入居にあたっての留意事項

- ①犬・猫等ペットの飼育はできません。(一時預かりの場合も禁止です)
- ②入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当する金額を敷金として納付していただきます。
- ③独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④入居後の各種手続きについては、ご自身で行っていただきます。

(参考)世帯人数別の年間所得額一覧表

単位:千円

住宅区分	区 分	世帯区分				
		1人	2人	3人	4人	5人
町営住宅 (所得上限)	通常の入居者	1,896	2,276	2,656	3,036	3,416
	入居の特例	2,568	2,948	3,328	3,708	4,088
特定公共 賃貸住宅	所得下限(50歳未満)	1,896				
	所得下限(45歳以下)		1,856	2,236	2,616	2,996
	所得下限(45歳以上)		2,276	2,656	3,036	3,416
	所得上限	3,108	6,224	6,604	6,984	7,364

※上記所得金額を超える場合でも控除額等により入居可能な場合があります。
※入居の特例は障がいのある方などが入居される場合に適用されます。

入居申込・問い合わせ先 建設課住宅係20番窓口 ☎77-8390

給食センターで働く 職員を募集



募集職種

学校給食センター
フルタイム調理員

●募集人員

1名

●応募資格

満50歳くらいまでの方

●勤務場所

津別町学校給食センター

●報酬

月給194,500円(昇給、寒冷地手当、期末手当あり)

●勤務形態

週5日勤務

●休日休暇

土曜・日曜・祝日(年次有給休暇あり)

●勤務時間

午前7時45分～午後4時30分まで

●雇用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日(継続更新あり)

●勤務内容

学校給食の調理、調理場の清掃など

●社会保険等

北海道市町村職員共済組合・雇用保険加入

●提出書類

履歴書(市販・写真添付)
※提出書類は返却できませんので、ご承知願います。履歴書の情報は、採用審査のみに使用するものとします。

●選考方法

1次審査:書類選考、2次審査:面接選考

●申込先

〒092-0235
津別町字幸町69番地1
津別町教育委員会 学校給食センター
学校給食係 ☎76-2401

●応募期間

令和7年1月31日(金)まで
※上記期限までに、提出書類を持参又は郵送(必着)

設置義務です! 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器の設置は義務化されています。
また、住宅用火災警報器は設置から10年経過したら新しく取り替えましょう!
ご不明な点などは、町内の電器店または津別消防署にお問い合わせください。

問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189

